

令和8年度 江釣子小学校いじめ防止基本方針

R7. 4. 1改訂

1 「いじめ」の定義（法第2条参照）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等^①当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等^②が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）^③であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの^④をいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「いじめ防止対策推進法」（H25法律第71号）より

【いじめの定義の4つのポイント】

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

2 いじめの指導レベルについて

A	子ども同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル
B	教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られるレベル
C	教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入、指導が求められるレベル
D	行為が悪質であり、 重大事態 *となりうるレベル

*重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3 重大事態

(1) 「重大事態」のとらえ

「重大事態」とは、以下のような場合をいう。（いじめ防止対策推進法 第28条より）

ア 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○児童が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

○「相当の期間」とは、国の示す不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

○日数等にとらわれることなく、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうか判断し報告・調査等に当たる。

ウ **児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき**

(2) 重大事態への対応

ア **北上市教育委員会（以下、市教委）**へ「第一報」を速やかに報告する。**※個票の提出**

イ 当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。

ウ 上記調査を行った場合は、調査結果について、市教委へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

エ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

3 いじめ問題に対しての基本的な姿勢

- (1) いじめは、絶対に許されないという強い認識に立つ。
- (2) いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと。また、被害者・加害者ともに十分なケアが施されるよう、指導を行う。
- (3) いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題として捉える。
- (4) いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。
- (5) 学校と保護者、学校と市教委など関係者が一体となって取り組む。
- (6) 調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認を複数の関係職員で行う。
- (7) 前項の調査を行った場合、保護者に内容を報告するとともに、再発防止の視点で校内での情報共有を行い、再発防止策を検討するものとする。
- (8) 学校だけでは対応しきれない場合、市教委の指示を受けながら、警察との協力のもと対応にあたる。

4 いじめを未然防止するために

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) いじめ防止委員会（以下、校内組織）を平時より組織しておき、細かい事案に対しても組織として対応していく。重大時代が発生した場合、市教委への報告を行い、市教委の指導のもと対応にあたる。
- (3) 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (4) 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動を通して育む。
- (5) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- (6) 見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- (7) 児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努めるとともに、児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- (8) 情報モラル教育を推進し、児童にネットの正しい利用とマナーについての理解を深めさせ、「ネット上のいじめ」を防ぐよう指導するとともに、保護者へも協力を求める。
- (9) 配慮が必要な児童に対するいじめを防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を交えて、具体的関わりの共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

5 いじめ防止に関する具体的方策

- (1) いじめにつながる言動や行為の理解
 - ア 相手を励ます言葉や行為・傷つける言葉や行為の理解と指導（ふわふわ言葉・ちくちく言葉）
 - イ 言葉遣いの振り返り（学期末の自己評価）
 - ウ 人権学習（人権擁護委員を招いての学習）
 - エ いじめを題材にした道徳指導または学級指導
- (2) 自己肯定感を高める取組
 - ア 月目標「友達のいいところを見つけよう」の取組
 - イ 異学年交流や体験活動の重視
 - ウ 学級や学年における児童個々の目標や役割の明確化と評価
- (3) いじめの早期発見と情報の共有
 - ア 日常観察及び児童とのふれあい
 - イ 日記、連絡帳（電話・家庭訪問）における児童や保護者との交流
 - ウ 児童に対するアンケートの実施と集約（年3回）
 - エ 保護者に対するいじめアンケート実施と集約（年1回）**※オンラインアンケート（記名式）**
 - オ 教育相談週間の設定（児童用アンケート実施日から翌週まで）
 - カ 学年、学校での情報共有（職員集会・職員会議）

6 組織的早期対応・早期解決に向けて

- (1) 早期対応・早期解決のために〈事実把握→方針決定→指導支援→継続支援〉
 - ア いじめの訴え、情報、兆候の**把握**
 - イ 管理職等への報告と対応方針の決定
 - ウ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る。）
 - エ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる。）
 - オ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する。）
 - カ 保護者への報告と指導についての協力依頼
 - キ 関係機関との連携（市教育委員会への報告）
 - ※いじめと認知した事案については、市教育委員会に報告する。
 - ※指導レベル **C** および **D** については、**個票を提出する。**
 - ク 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）
 - ※概ね3か月にわたって、被害児童から侵害行為の訴えがなければ解消と判断する。
 - ※保護者にも確認をする。

(2) 校内外の指導・支援体制

- ア 「いじめ防止委員会」
（構成：校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、SC、当該学年担任）

【いじめ防止委員会の役割】	
○学校いじめ防止基本方針の見直し、改善	○年間指導計画の作成・実施改善
○校内研修会の企画・実施	○いじめアンケート結果の整理・分析
○いじめ案件の事実確認・判断・対応	○要配慮児童への支援方針協議
○いじめ防止の取組について PDCA サイクルの検証	

担 当	役 割
校 長	○学校内の統制と全体指揮、緊急事態の確認・判断、関係諸機関への説明責任 ○各担当への指導・助言 ○いじめ防止委員会の招集
副 校 長	○各関係機関及び各担当の窓口、コーディネーター的役割 ○指導体制の構築、対応方針の決定の推進役 ○保護者対応窓口

主幹教諭	○スクールカウンセラーとの連絡調整
生徒指導主事	○いじめ事案情報収集窓口、管理職（校長・副校長・主幹教諭）への報告等 ○生徒指導記録の整理等 ○いじめに関する校内研修の計画・実施 ○いじめアンケート調査、分析 ○学校生活における規律の確立 ○スクールソーシャルワーカーとの連絡調整 ○教育委員会への報告様式の作成
養護教諭	○全校生徒の健康状態や欠席・早退状況等を把握しながら、生徒のささいな変化を見逃さないように努める。気になることは報告する。
SC	○相談を希望する児童や保護者の悩みや心配事へのカウンセリングを実施
学年主任	○学級担任と連携をとりながら、学年全体の児童の動向の共通理解を図る。
学級担任	○日常観察等により、児童のささいな変化にも気付くよう努める。
チーム対応	○児童への聞き取り、記録、指導 ○保護者への説明、対応

イ 保護者や関係機関（市教委・警察等）との連携

(3) 被害児童（及び保護者）から「いじめがあった」旨の申立てがあった場合、重大事態が発生したものと調査にあたる。調査した内容については、保護者に報告する。

- ① 被害児童への早期支援を行うため、必要に応じて複数の職員で事実関係の確認を、被害児童・加害児童の双方に行う。確認を行う際は、学習指導に支障のない時間に行うことを原則とするが、緊急性がある場合はこの限りではない。
- ② 重大事態の要件に照らして、重大事態にあたらぬことが明らかな場合を除き、原則として重大事態と捉えて、調査を行う。

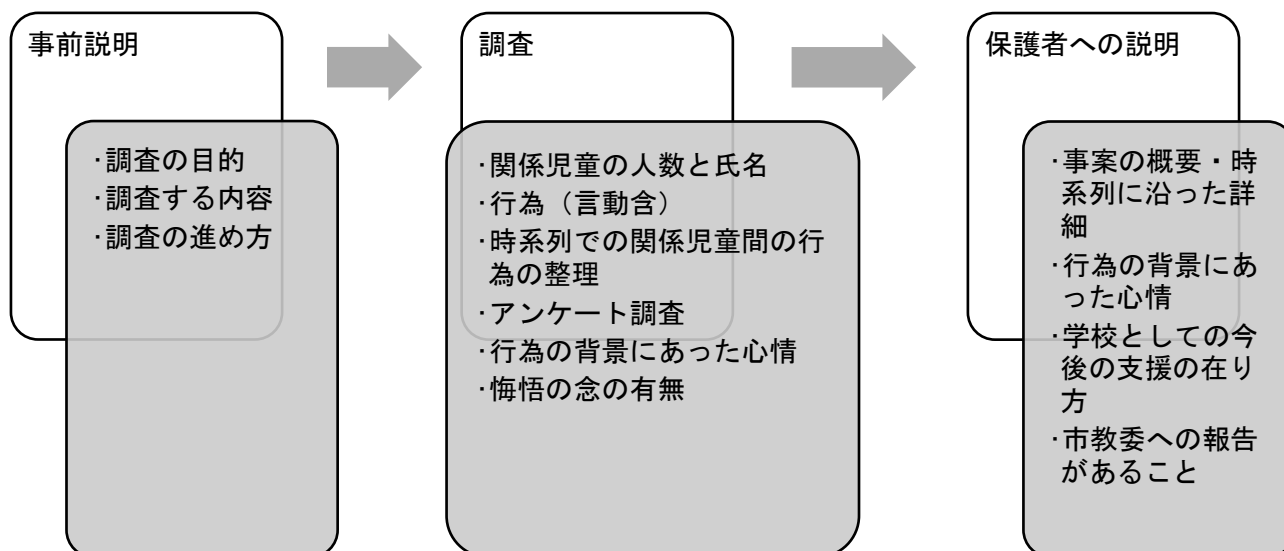
(4) 以下のケースの場合、調査の中立性を担保するため、第三者委員会での再調査を市教委の指示を受けながら、市当局に要請する。

- ① いじめを原因として、被害児童が自死を企図した場合。
- ② いじめを原因として、被害児童が自死した場合。
- ③ 被害者（保護者含む）と加害者（保護者含む）の主張が著しく異なり、調停が困難な場合。
- ④ 学校及び市教委の調査に対して、被害者が不服を申し立てた場合。

(5) 第三者委員会の構成委員については、以下を想定する。

- ① 学識経験者
- ② 法律の専門家（弁護士等）
- ③ 医師
- ④ その他、市当局が適任であると認めた者

(6) 児童及び保護者への説明については、以下の手順を追って行う。



8 いじめの解消の要件

- (1) いじめに係る行為の止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月間継続していること。
- (2) 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。

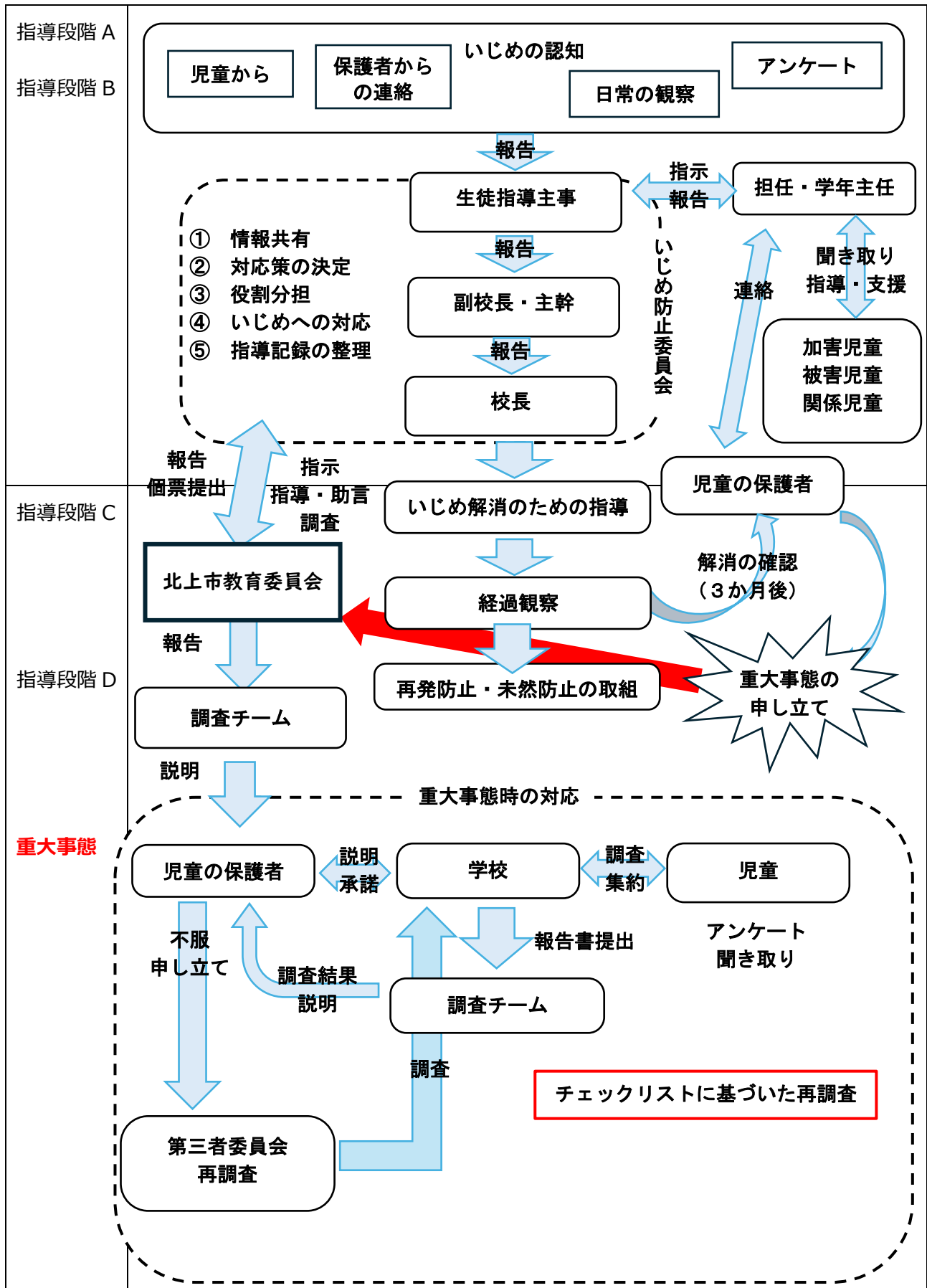
9 学校評価

- (1) P：12月実施
- (2) D：こまっていることアンケート及び学校評価アンケートの実施・実態の把握
C：取組状況・達成状況の評価
A：改善（C→Aの繰り返しも）

<いじめの未然防止・早期発見のための年間計画>

月	取組内容	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに尊重し合い、安心できる「居場所」となる学級づくり（通年） ・教育相談体制の整備 ・学級づくりに関わる資料提供（随時） ・いじめ防止基本方針の周知 ・いじめ報告入力フォームの常設化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「方針」の確認 ・教育相談に関する情報共有（通年）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会① ・こまっていることアンケート①（児童）教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員による共通理解 ・こまっていることアンケート集約
6	<ul style="list-style-type: none"> ・月目標「友達のいいところを見つけよう」の取組 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・月目標「言葉遣いを振り返ろう」の取組 ・校内研修会② 	
8		<ul style="list-style-type: none"> ・言葉遣いの振り返り結果集約 ・「方針」の見直し
9		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・こまっていることアンケート②（児童）教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・こまっていることアンケート集約
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（保護者） 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・月目標「言葉遣いを振り返ろう」の取組 ・人権教育（人権擁護団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（保護者）集約 ・記載内容に対する対応等
1	<ul style="list-style-type: none"> ・月目標「言葉遣いを振り返ろう」の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート結果公表（保護者） ・言葉遣いの振り返り結果集約
2	<ul style="list-style-type: none"> ・こまっていることアンケート③（児童）教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・こまっていることアンケート集約
3		<ul style="list-style-type: none"> ・言葉遣いの振り返り結果集約 ・次年度への引き継ぎ

いじめ発生時の対応(重大事態発生時の対応)



10 重大事態調査で調査すべき項目

- (1) 発生時期（いじめが行われたと疑われる時期）
令和〇年〇月〇日（曜日） 午前・午後〇時〇〇分
- (2) 発生場所
- (3) 被害児童
第〇学年▲組（☆歳）男・女 〇〇 〇〇（ふりがな）
- (4) 加害児童
第〇学年▲組（☆歳）男・女 〇〇 〇〇（ふりがな）
- (5) いじめの内容（疑い事案も含む 保護者からの申し出による）

以下、事案一つについて（ ）数字を付して、以下のように記す。

- (6) 事案1
 - ① 発生時期
 - ② 事案発生 of 把握時期ときっかけ
 - ③ 担任の対応
 - ④ 校内組織の対応
- (7) その後の対応
- (8) その他

11 留意事項

- (1) 聴き取りの実施について
 - ① 複数の職員で行い、児童と職員間での事象の解釈の齟齬が生じないようにする。
 - ② 学習に支障のない時間帯を選ぶ。
 - ③ 加害児童・被害児童を別室にし、同時に聴き取りにあたる。
 - ④ 聴き取った内容を照合し、被害児童・加害児童双方に、事実の確認をする。
 - ⑤ 必要に応じて、関係児童への聴き取りも行い、事案の輪郭を明確にする。
- (2) 被害者（児童・保護者）への支援について
 - ① 被害児童の立場に立った対応をする。
 - ② 聴き取って確認できた事実のみを、情報共有する。
 - ③ 組織（学年・校内組織）として支援にあたる。
 - ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーとの面談の機会も設定し、心のケアにあたる。
- (3) 加害者（児童・保護者）への支援について
 - ① 事実として確認できた事象について、指導をする。
 - ② いじめについては、絶対に許されないということを指導する。
 - ③ 保護者との連絡を密にし、児童の今後の学校生活に生かせるようにする。
 - ④ 反省の念がみられない場合や悪質な場合は、警察及び児童相談所とも連携する。